函館市火災予防違反処理要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，函館市火災予防違反処理規程（平成１５年函館市消防本部訓令第１号。以下「処理規程」という。）第３３条の規定に基づくその他必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において，次に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

⑴　違反調査　違反事実，違反者の氏名，違反場所，違反施設の位置，構造および設備，危険物の貯蔵および取扱い等について確認し，違反の内容を解明して違反事実を特定することをいう。

⑵　実況見分　違反事実の確認および証拠保全のため，違反現場に出向し，直接，違反の状態や物の存在を現認して調査することをいう。

⑶　立会人　違反調査に立ち会う関係のある者をいう。

⑷　現場記録写真等　実況見分を補完する写真および図面をいい，処理規程別記第３号様式の説明書（以下「説明書」という。）および処理規程別記第４号様式の現場図面（以下「図面」という。）に添付するものをいう。

⑸　質問調書　違反事実を特定するため，関係のある者から違反事実の状況および情状等を録取し，これを要約整理して，処理規程別記第５号様式の質問調書にまとめたもので，違反事実および情状等の証拠資料にするものをいう。

⑹　被質問者　違反事実を特定するため，質問を受け供述する者をいう。

⑺　収去　消防法（昭和２３年法律第186号。以下「法」という。）第１６条の５第１項の規定に基づき，危険物または危険物であることの疑いのある物を，試験または検査に供する必要がある場合に，必要限度内において強制的に取り去ることをいう。

（違反処理の手順）

第３条　違反処理の手順は，別表第１によるものとする。

（違反処理基準の事例および履行期限）

第３条の２　処理規程第７条の規定による違反処理基準については，次に掲げる事例および履行期限によるものとする。

⑴　処理規程別表第１に掲げる違反処理基準については，別表第２に掲げる事例および履行期限

⑵　処理規程別表第２に掲げる違反処理基準については，別表第３に掲げる事例および履行期限

２　消防長または署長は，火災予防上特に必要と認める場合は，前項に掲げる事例および履行期限によらないことができるものとする。

（違反調査）

第４条　違反調査は，函館市火災予防査察規程（平成２７年函館市消防本部訓令第８号）第３章および処理規程第８条の規定に基づき実施するものとする。

（関係者の来庁要請）

第５条　処理規程第８条第８項の規定に基づき，関係者に出頭を求めるときは，別記第１号様式の来庁要請書により行うものとする。ただし，緊急の場合で文書により要請するいとまがないとき，または当該関係者が明確な出頭の意志表示がある場合については，口頭で要請するものとする。

（違反調査の方法）

第６条　違反調査の方法は，次のとおりとする。

⑴　実況見分

⑵　現場記録写真等

⑶　質問調書

⑷　資料提出および報告徴収

⑸　収去した危険物の検査および試験

⑹　関係機関への照会

⑺　前各号に掲げるもののほか，違反事案に応じた調査方法

（違反調査内容）

第７条　違反調査の内容は，次に掲げる事項について行うものとする。なお，調査内容の精度は，違反処理区分および違反事案の実態に応じて決定するものとする。

⑴　違反事実の特定

ア　違反者の氏名，本籍，住所，職業および生年月日（法人の場合あっては，法人の代表者，商号および本店所在地を含む。）

イ　違反発生日時

ウ　違反発生場所

エ　違反対象物等の用途，規模，構造および収容人員等

オ　違反内容

カ　適用法条

キ　指導経過

ク　その他違反事実の特定に必要な事項

⑵　違反の情状の認定

ア　違反の目的および動機

イ　繰り返し違反の状況

ウ　違法性の認識

エ　危険性の認識

オ　災害の発生状況

カ　業務経歴等

キ　その他違反の情状の認定に必要な事項

⑶　社会および公共への影響度等

（違反者等の特定）

第８条　違反者等の特定は，住民票および戸籍謄本ならびに建物および法人の登記事項証明書（以下「登記事項証明書」という。）等の書面で確認するものとする。

（住民票等の請求）

第９条　住民票，戸籍謄本および登記事項証明書は，次の各号に掲げる様式により請求するものとする。

⑴　住民票（戸籍謄本）交付願（別記第２号様式）

⑵　登記事項証明書交付願（別記第３号様式）

２　前項の請求は，別記第４号様式の住民票等請求簿に記載するとともに，個人情報等は厳重に管理するものとする。

（実況見分）

第10条　実況見分は，次に掲げる要領により実施するものとする。

⑴　見分者および補助者で実施するものとする。

⑵　見分者は，実況見分全体を指揮するため，事前に違反事実について整理し，実況見分の重点を明確にしておくものとする。

⑶　補助者は，次に掲げる事項を実施するものとする。

ア　図面の作成

イ　現場記録写真の撮影

ウ　距離または寸法の測定

エ　証拠資料の収集

オ　その他必要な事項

⑷　見分者は，現場を客観的に見分し，先入観や過去の経験にとらわれず，ありのままの現場を見分するものとする。

⑸　対象物の外周部から始め，順に建物内部等の細部に対して行うものとする。

⑹　実況見分の信憑性を確保するため，立会人の立会い状況を写真に撮影するものとする。

⑺　違反事実の確認のため，上位措置に移行するごとに，実況見分を実施するものとする。

２　署長は，実況見分のため必要があるときは，指導課長または他署の署長に対し職員の派遣を要請することができるものとする。

（実況見分調書作成時の留意事項）

第11条　実況見分調書は，次に掲げる要領により作成するものとする。

⑴　違反現場に出向し実況見分を行った者が作成するものとする。

⑵　実況見分により確認した状況と違反条項とのかかわりを十分に把握し，違反に関する重要な情報は詳しく，その他の情報は必要な部分を記載するものとする。

⑶　実況見分を実施していく中で立会人に説明を求めた場合は，その説明が物の位置，形状等を客観的に述べるものであれば，実況見分調書に記載することができるものとする。

⑷　実況見分調書が複数葉にわたる場合は，毎葉の上部余白中央に作成者の契印をするものとする。

⑸　記載した文字は改変（書かれた文字そのもののうえに手を加えて，別の文字に改めることをいう。）してはならない。

なお，文字を削ったり，加えたりする場合は，欄外余白にその旨および字数を記載して，作成者の押印をするものとする。また，文字を削る場合は，削るべき文字に横線２条を引き，削った部分を判読できるようにするものとする。

（現場記録写真等）

第12条　現場記録写真等は，次に掲げる要領により作成するものとする。

⑴　違反状態が客観的に明らかになるように撮影し，一の違反場所について違反の状態が具体的に判別できる写真と全体の中で当該違反場所の位置が判別できる写真を撮影し，周囲と全体との関係を明らかにするものとする。

⑵　違反の場所が１回の撮影で写らない場合は，２枚以上の写真を貼り合わせるものとする。

⑶　物件等の寸法を表示する必要がある場合は，メジャー等を用いて写しこむものとする。

⑷　撮影を拒否された場合は強行することなく，実況見分および質問調書によって補完するものとする。

⑸　撮影位置，方向および撮影日時等を記録するものとする。

⑹　説明書に写真を整理する場合は，実況見分の内容と一体性を持たせるものとする。

⑺　説明書に写真を添付する場合は，写真欄の四隅に切込みを入れて写真を添付し，その上に作成者の契印をするものとする。

⑻　説明書が複数葉にわたる場合は，毎葉の上部余白中央または上部余白右側に作成者の契印をするものとする。

⑼　図面は，国土地理院の地形図式に準じて描くものとし，建築物等の図面は一般的に用いられる製図記号を用いるものとする。

⑽　寸法の測定は正確に行い，測定した数値は図面内に記入するものとする。

（質問調書）

第13条　質問調書は，次に掲げる要領により作成するものとする。

⑴　録取者と記録者の２名で行うことを原則として作成するものとする。

⑵　録取者が被質問者に質問を発し，聴取内容をメモ（以下「録取メモ」という。）にまとめて，記録者がこれを質問調書に記載するものとする。

⑶　録取メモは，後日，質問調書の任意性および信用性を争われた場合に備えて，これを保管しておくものとする。

⑷　違反内容をよく検討して，録取する前にどの点を質問するか整理し，違反内容を深く追求して，録取するものとする。

⑸　違反条項を特定し，その構成要件を十分に把握しておき，質問および録取するものとする。

⑹　質問調書を読み聞かせ，または閲覧させ，被質問者の意に反する点を修正させるものとする。

⑺　質問調書に対し異議等がない旨の証として，被質問者に署名および押印させるものとする。

⑻　立会人を置いた場合は，被質問者の供述が任意で行われたことを立会人が認め，署名および押印させるものとする。

⑼　押印のかわりに指印をする場合は，原則として左人差指で行うものとする。

⑽　質問調書が複数葉にわたる場合は，毎葉の上部余白中央に記録者の契印をするものとする。

⑾　文字の記載については，第１１条第５号の規定によるものとする。

⑿　違反事実の特定のため，上位措置に移行するごとに，質問調書を作成するものとする。

（少年に対する質問調書）

第14条　少年（少年法（昭和２３年法律第１６８号）第２条の規定に基づく，２０歳に満たない者をいう。）に対する質問調書の作成にあたっては，少年法の主旨を尊重して，必要に応じて保護者等へ連絡するなど，少年に対する配意をするものとする。

（危険物の収去）

第15条　危険物を収去する場合は，函館市危険物規制規則（平成１６年函館市規則第９号。以下「危険物規則」という。）第２０条の規定によるほか，次に掲げるものとする。

⑴　収去は，指定数量以上の危険物を貯蔵し，または取り扱っていると認められる場所（許可および承認を受けていない施設および場所を含む。）に対して適用するものとする。

⑵　収去できる物品は，危険物および危険物であることの疑いのある物とする。

⑶　収去を行うときは，できるだけ関係者に採取させ，かつ，収去作業を写真に記録するものとする。

⑷　収去証は，複写により２部作成し，関係者に１部を交付するものとする。

（違反調査報告書）

第16条　違反調査報告書は，次に掲げる目的のため作成するものとする。

⑴　内部的報告資料

⑵　命令に対する不服申立て，行政訴訟または民事訴訟となった場合の資料

⑶　告発の立証資料

⑷　その他

（事実認定資料）

第17条　違反調査報告書は，処理規程第８条第６項の規定による資料のほか，違反事実の特定および違反の情状を認定するため，必要に応じて次に掲げる事実認定資料を添付するものとする。

⑴　立入検査結果通知書

⑵　警告書，命令書および受領書

⑶　聴聞または弁明に関する書類

⑷　登記事項証明書

⑸　住民票および戸籍謄本

⑹　防火対象物使用開始届出書類等（写）

⑺　危険物製造所等設置許可申請書類等（写）

⑻　収去証

⑼　危険物判定書類等

⑽　危険物取扱者免状（写）または消防設備士免状（写）

⑾　前各号に掲げるほか，証拠書類および情状認定資料等

２　処理規程第２２条第４号の規定による資料は，前項に掲げる事実認定資料によるものとする。

（違反処理の移行時期と留保）

第18条　違反処理の移行時期については，処理規程第９条第１項の規定によるほか，次の各号のいずれかによるものとする。

⑴　立入検査結果通知書に示した期限までに改善計画書の提出がなく，かつ，具体的な違反が認められた場合は速やかに違反処理基準に示す措置をとるものとする。

⑵　同種の違反の繰り返しについては，速やかに違反処理基準に示す措置をとるものとする。

⑶　同一対象物に複数の違反が存する場合で，その一部が違反処理に移行するときは，他の違反も当該措置に併せて行うものとする。

⑷　消防長または署長が，その他違反処理に移行すべき事項と認めた場合とする。

２　処理規程第９条第１項ただし書きの規定による違反処理の留保は，次の各号のいずれかの場合とする。

⑴　都市計画等により，違反対象物の取り壊しおよび移転等の工事が具体化している場合で，違反の程度と比較衡量して，留保が妥当な場合

⑵　違反対象物の所有権等の権利関係について係争中であり，違反処

理の名あて人が特定できない場合で，違反の程度と比較衡量して，留保が妥当な場合

⑶　そのほか社会通念上違反処理を留保することが妥当な場合

（措置の変更等）

第19条　処理規程第９条第１項ただし書きの規定による措置の変更は，関係者等に改善を促すため，１次措置の前置として，必要に応じて別記第５号様式の指示書を交付することができるものとする。

２　処理規程第９条第２項の規定による火災危険の実態に即した措置は，別記第６号様式の再発防止の警告書を交付するものとする。

３　前項の規定による再発防止の警告が必要な場合は，次の各号によるものとする。

⑴　違反に伴い災害を発生させた場合

⑵　違反が是正された後であっても，具体的な再発防止対策を確立させ，その履行を促すことが必要な場合

⑶　その他必要と認められる場合

４　消防長または署長は，指示書または再発防止の警告書を交付した場合において，関係者に履行に関する計画書を提出させるものとする。

（改善督促）

第20条　処理規程第１６条の規定により，警告した事案について，履行期限を経過しても是正されない場合は，必要に応じて別記第７号様式の改善督促書を交付し履行の督促を行うものとする。

（是正重点対象物）

第21条　違反処理基準のうち，特に是正を重点に置く違反項目等は次の各号によるものとする。

⑴　防火管理関係違反（処理規程別表第１第５項）

⑵　消防用設備等または特殊消防用設備等に関する基準違反（処理規程別表第１第９項）

⑶　防火対象物点検報告義務違反（処理規程別表第３第３項）

⑷　前各号に掲げるほか，関係者等から改善意思の表示が認められない場合

２　前項に掲げる対象物（以下「是正重点対象物」という。）は，別記第８号様式の是正重点対象物調査票および指導経過を記録しておくものとする。

（違反是正の推進）

第22条　指導課および消防署は，是正重点対象物の違反是正を推進するため，情報の共有化と今後の違反是正方針を検討しておくものとする。

２　消防署は，違反是正の推進のため，前条第２項の調査票を指導課へ提出するものとする。

３　是正重点対象物の違反処理手順は，別表第４によるものとする。

（違反是正対策委員会）

第23条　処理規程第９条第４項の規定に基づく委員会の組織は，委員長は消防本部次長，その他の委員は，必要に応じて消防長が指名するものとする。

（履行に関する計画書）

第24条　処理規程第１０条第３項，処理規程第１３条第５項または第19条第４項の規定による履行に関する計画書は，別記第９号様式によるものとする。

（消防吏員による緊急措置命令）

第25条　処理規程第１３条第３項の命令を行う場合は，次に掲げるものとする。

⑴　命令発動時の状況および是正完了後の状況を写真に撮影しておくものとする。

⑵　命令発動時および是正完了後の写真を，処理規程別記第６号様式の報告書に添付するものとする。

⑶　処理規程第１３条第４項の規定により，口頭で命令を行い，事後命令書を交付する場合は，命令の内容および日付に同一性を持たせるものとする。

⑷　その他必要事項は別に定めるものとする。

（命令の通知）

第26条　処理規程第１４条の規定による市町村長等に通知する場合は，

別記第１０号様式の通知書によるものとする。

（公示）

第27条　処理規程第１７条第１項に規定する函館市火災予防規則（昭和５６年函館市規則第２号）第６条の２および危険物規則第１１条で定める方法による公示は，次の各号によるものとする。

⑴　掲示板に掲示する方法は，当該掲示板に別記第１１号様式の公告を掲示することにより行うものとする。

⑵　前号に規定する掲示は，消防本部，法に基づく命令に係る防火対象物，貯蔵所等（法第１６条の５第１項に規定する貯蔵所等をいう。以下同じ。）またはこれらのある場所を管轄する消防署ならびに消防署の支署および出張所とする。

⑶　インターネットを利用して閲覧に供する方法は，函館市のホームページに第１号に規定する公告を掲載することにより行うものとする。

⑷　前号に規定する公告の掲載および命令の履行または解除による公告の削除は，指導課が行うものとする。

（違反処理記録等の管理）

第28条　処理規程第３０条の規定による違反処理記録および指導経過票は，防火対象物および製造所等の区分により，まとめて管理するものとする。

（免状返納報告等）

第29条　処理規程第３２条の規定による危険物取扱者免状または消防設備士免状の返納措置は，資格者の行った違反行為が次の各号に該当する場合は，未措置または措置を留保するものとする。

⑴　未措置が相当であると認められる場合は，次に該当する場合をいう。

ア　違反行為につき，正当行為，正当防衛，緊急避難，その他違法性阻却事由がある場合

イ　行為者が無過失の場合

ウ　行為者が違反行為を行ったことにつき，真にやむを得ないと認

められる事情があるため，措置をすることが著しく不当と認められる場合

エ　違反行為が継続する性質の行為であって，既に措置したにもかかわらず違反行為が継続している場合については，措置を受けた者が違反を是正するのに要する相当期間（講習受講義務違反については，措置後１年とする。）を経過しない場合

⑵　留保が相当であると認められる場合は，措置基準により算定した違反点数が３点以下であり，次のすべてに該当する場合をいう。

ア　過去に措置基準に該当する違反を行っていないこと。

イ　指摘した違反事項を直ちに改修したこと。

ウ　これまでに，防災対策，防災教育等に実績があったこと。

２　免状返納報告等を行う場合は危険物取扱者免状の返納命令に関する運用基準の策定について（平成３年１２月１９日消防危第１１９号）および消防設備士免状の返納命令に関する運用について（平成１２年３月２４日消防予第６７号）によるほか，次に掲げるものとする。

⑴　危険物取扱者の違反行為に対する基礎点数および留意事項は，別表第５に掲げる処理基準とする。

⑵　消防設備士の違反行為に対する基礎点数および留意事項は，別表第６に掲げる処理基準とする。

⑶　付加点数の事故程度は，別表第７に掲げる処理基準とする。

⑷　処理規程第３２条第１項第１号の規定による報告は，別記第１２号様式の報告書によるものとする。

⑸　処理規程第３２条第１項第２号の規定による報告は，別記第１３号様式の報告書によるものとする。

⑹　危険物取扱者違反処理報告書および消防設備士違反処理報告書に添付する書類は，次に掲げるもののうちから，違反事案の内容および態様等に照らし合わせ，必要に応じて作成するものとする。

ア　違反調査報告書

イ　実況見分調書

ウ　現場記録写真説明書および現場図面

エ　質問調書

オ　その他参考資料

⑺　処理規程第３２条第２項の規定による通知は，別記第１４号様式の通知書によるものとする。

（送達）

第30条　この要綱に定める再発防止の警告書および違反事項通知書を交付するときは，処理規程第２８条の規定を準用するものとする。

（聴聞の要請）

第31条　消防長または署長は，不利益処分に係る聴聞を行うときは，別記第１５号様式の要請書により主宰者（函館市消防本部聴聞手続規程（平成６年函館市消防本部訓令第２号）第２条の規定に基づく，庶務課の課長をいう。）に要請するものとする。

（補足）

第32条　この要綱に定めるほか必要な事項は，消防長が別に定める。

附　則

この要綱は，平成１８年９月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２３年４月６日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２６年４月１６日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和６年４月１日から施行する。

別記第１号様式（第５条関係）

来　　庁　　要　　請　　書

年　　月　　日

様

函館市消防長（　消防署長）　　　　　印

所　在
名　称
用　途

上記　　　　　　　　について
本状と印鑑を持参のうえ，下記により来庁されるよう要請します。

記

１　日　時

２　場　所

３　その他

備考　指定された日時に来庁できない場合，または日時の変更を希望する場合は，事前に連絡をお願いします。
連絡先　函館市消防本部（　消防署）
電話　　　　　　　　　担当

別表第１（第３条関係）

違 反 処 理 手 順

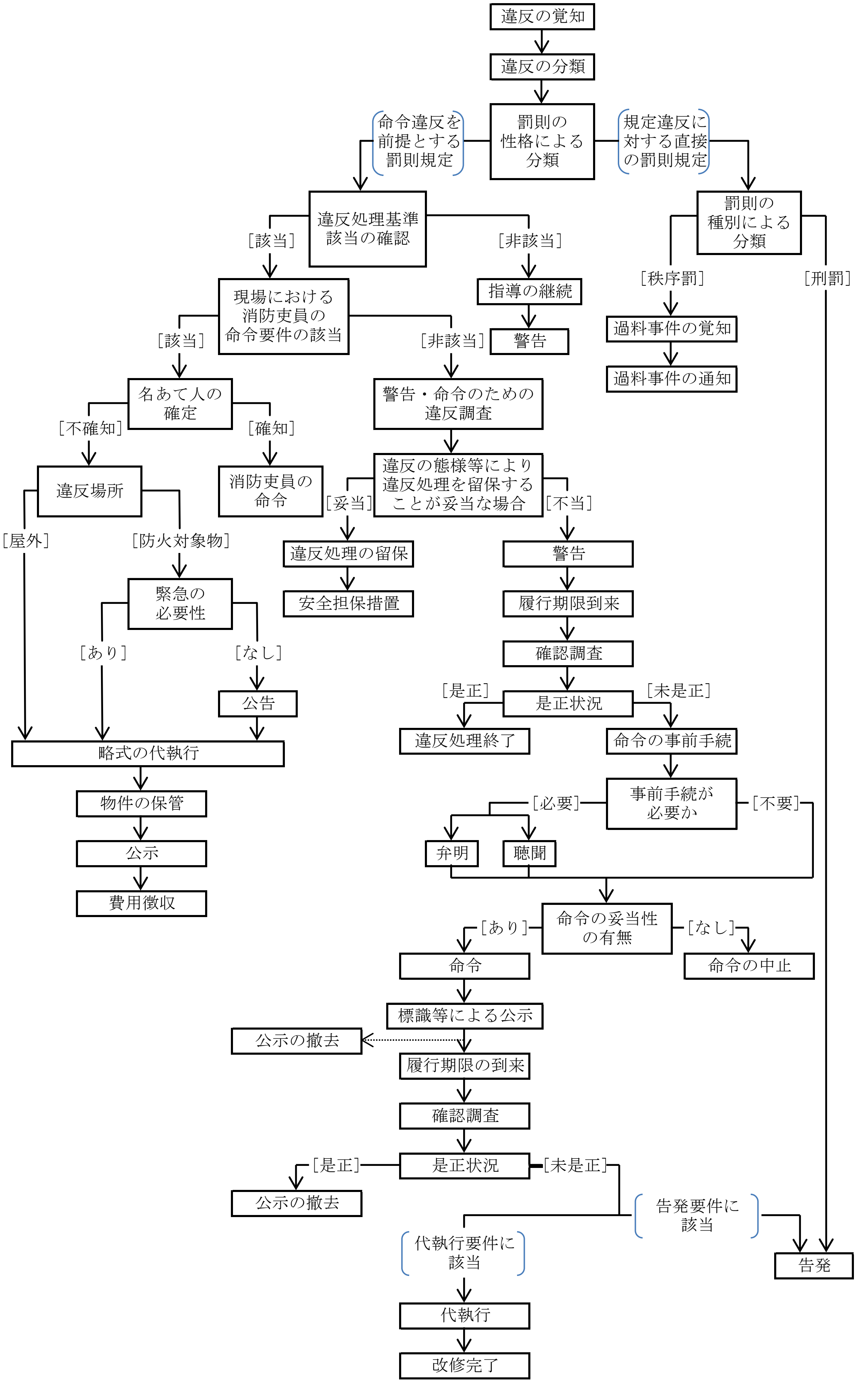

別表第２（第３条の２関係）

違反項目等		適用要件		事例	履行期限
１	屋外における火災予防に危険な行為等	次の行為または物件で火災の予防に危険であると認めるものまたは消火，避難その他の消防の活動に支障になると認めるもの	火遊び，喫煙，たき火，火を使用する設備もしくは器具（物件に限る。）またはその使用に際し火災の発生のおそれのある設備もしくは器具（物件に限る。）の使用その他これらに類する行為	（行為の禁止） 火花を発する行為を，可燃性蒸気（以下「ベーパー」という。）が発生または滞留している場所（塗装工場，自動車修理工場，ゴム工場等の屋外，新築工事中の建物の敷地内等）で行っているもの	原則，即時
				（禁止，消火の準備） 工事現場などで，不燃シート等で建築物の木（造）部分を養生せずに火花を発する行為を行っているもの	
				（たき火の禁止） １　たき火の炎が，木造家屋の壁体等に接し，その部分が炭化しているもの ２　炭化の判断については，炭化部分の剥離および炭化し始めた状態ならびに継続的なたき火により炭化しているもの	
				（行為の禁止，消火準備） 危険物または可燃物の付近で花火をしているもの	
			残火，取灰または火粉	（残火の始末） 神社の境内において実施したどんど焼き後，後始末が不完全のまま行為者がその場を離れたもの	原則，即時
			危険物または放置され，もしくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件	（危険物の除去） 屋外において，オートバイ（廃車）のタンクからガソリンが漏れベーパーが発生しているもの	原則，即時
				（物件の除去） １　焼却炉に接して可燃物が大量に放置されているもの ２　少量危険物が無届かつ条例の基準に適合せず貯蔵されているもの	
			放置され，もしくはみだりに存置された物件	（物件の除去，整理） １　避難器具が設置されている建物において，避難空地から道路等に通ずる避難通路が通行不能となる物件が存置されている場合 ２　敷地内の店舗出入口前に置かれた避難上通行不能となる大量の物品の放置	原則，即時
２	防火対象物における火災予防に危	防火対象物の位置，構造，設備または管理につ	火災の予防に危険であると認める場合	（改修命令） １　ちゆう房設備等の燃料配管に老化，劣化または接続部のゆるみがあり，燃料漏れのおそれがあるもの	改修，移転，除去その他必要な措置を行

	険な行為等（その１）	いて次の状況が認められるもの		2　変電室等を区画している壁，柱，床または天井が可燃材で造られているもの 3　配分電盤の開閉器，配線用遮断器，電線，機器等の絶縁不良，漏電または異常過熱等があるもの 4　ネオン管灯設備の高電圧部分が漏電しており，周囲の可燃材に着火危険のあるもの 5　ちゆう房設備の排気用ダクトに自動消火装置の設置義務があるが，設置されておらず，かつ，油が滴り落ちているもの	うために必要な合理的な期間とし，工事の停止または中止は，直ちに行うことを命じる。
				（工事の停止または中止命令） 塗装工事中（シンナー使用）において溶接作業を行っているもので，法第５条の３に基づく吏員の措置命令に従わないもの	
			消火，避難その他の消防の活動に支障になると認める場合	1　防火設備が設置されていないものまたは構造不適もしくは機能不良となっているもの ⑴　竪穴区画に設けられた防火戸，防火シャッターもしくは防火ダンパー等が撤去されまたは全く機能を失っているもの ⑵　機能不良（自動火災報知設備連動の防火戸の連動不良，ドアチェックの取り外し） ⑶　鉄製の防火戸を木製等の扉に変更しているもの ⑷　防火戸をボルト等で固定し閉鎖できないもの 2　竪穴区画の壁が撤去されもしくは破損しているもの 3　配管貫通部等の埋め戻しが不完全なもの 4　避難施設が設置されていないものまたは構造不適もしくは機能不良となっているもので，避難に重大な支障をきたしているもの ⑴　階段の出入口の防火シャッターが破損変形等により機能不良となっているもの ⑵　階段室等を他目的に使用するため，改装，その他構造等を変更して構造不適となったもの ⑶　階段の改変，破損または腐食により構造耐力が保持されていないもの ⑷　階段部分に扉等を設置し施錠することにより当該階段が通行不能となっているもの ⑸　階段，出入口，廊下，通路等の避難上障害となる工作物が設置されているもの	改修，移転，除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。

				⑹　非常用進入口や排煙設備である窓等の開口部が塞がれ使用不能となっているもの ５　改修を伴わない管理についての措置を命じるのは，「第５項防火管理関係違反」において処理するものとする。 ６　消防法施行令（昭和３６年政令第３７号。以下「令」という。）別表第１⑹項に掲げる防火対象物等，使用停止命令によっては当該対象物の入院患者等に多大な負担を強いるおそれのあるものは，法第５条の除去命令が不履行な場合，使用停止命令でなく代執行を行うものとする。	
			火災が発生したならば人命に危険であると認める場合	防炎性能を有する防炎対象物品を使用していないもので，火災が発生した場合延焼拡大のおそれがあるもの。ただし，次に示すものについては適用除外とする。 １　スプリンクラー設備により有効に警戒されているもの ２　内装，区画等から判断して延焼拡大危険が少ないと認められるもの	改修，移転，除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。
			その他火災予防上必要があると認める場合	事例以外で，火災予防上必要があると認めた場合	改修，移転，除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。
３	防火対象物における火災予防に危険な行為等（その２）	法第５条等の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず，その措置が履行されず，履行されても十分でなく，またはその措置の履行について期限が付されている場合にあっては，履行されても当該期限までに完了する見込みがないため，引き続き，火災の予防に危険であると認める場合，消火，避難その他の消防の活動に支障になると認める場合または火災が発生したならば人命に危険であると認める場合	使用禁止命令等（法第５条の２第１項第１号）により１次措置で処理するもの	（適用要件の意義） １　事例については，法第５条第１項，第５条の３第１項，第８条第３項もしくは第４項，第８条の２第５項もしくは第６項，第８条の２の５第３項または第１７条の４第１項もしくは第２項の規定の違反事項の事例によるが，これらの規定に基づいて必要な措置が命じられたにもかかわらず，次の⑴から⑶までの場合で営業活動を継続，火気使用器具等の使用または工事を継続している場合など火災予防危険，人命危険等が引き続き存する場合に措置する。 ⑴　履行されない場合 避難障害となる物件の除去を命じたが，何も措置していないもの	原則，即時

				⑵　履行が十分でない場合 　　複数の設備の改修命令に対して履行期限内に全ての設備についての改修が完了していないもの ⑶　履行期限までに完了していない場合 　　改修工事，消防用設備等または特殊消防用設備等の設置工事の工事発注が完了しているが，未だ工事に着手しておらず，履行期限までに工事が完了する見込みがないもの 2　法第５条の３第１項による除去命令の発動後，避難障害となる物品が除去されず，その後も物品を搬入する等により，除去命令時に設定した履行期限内に除去することが不可能で使用停止命令を行わなければ人命危険が排除できない場合 3　法第１７条の４第１項による自動火災報知設備設置命令後に，大売り出し等の催物を開催していることにより，防火対象物の収容人員が急激に増加し，火災発生を早期に発見しなければ，逃げ遅れによる人命危険が予想される場合		
		法第５条等の規定による命令によっては，火災の予防の危険，消火，避難その他の消防の活動の支障または火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認める場合	使用禁止命令等（法第５条の２第１項第２号）により１次措置で処理するもの	1　火気使用設備の使用に際して壁体等に炭化が広範囲に発生しており，その出火危険が著しく高いもの（炭化の判断は，木材等の可燃物であれば火，熱により変色しているもの） 2　小規模雑居ビルで次の⑴から⑶までのいずれかに該当するもの ⑴　階段内にビニール，プラスチック系の可燃物が大量にあり，上階の防火戸が撤去され，かつ，避難器具が設置されていないもの ⑵　火気使用場所の存する階の防火戸が撤去され，かつ当該階より上階で複数の無窓階の防火戸が撤去されているもの ⑶　利用者がエレベーターのみで移動する建物で，階段が重量物で塞がれ，かつ，避難器具等が設置されていないもの 3　個室型店舗で，次のいずれかに該当するもの	原則，即時	

			⑴　非常用進入口や排煙設備である窓等の開口部が塞がれ使用不能となっており，かつ，排煙設備および非常照明装置が設置されていないもの ⑵　スプリンクラー設備（スプリンクラー設備の設置義務のないものは自動火災報知設備）が大部分に設置されていないものまたはその機能が失われているもの	
			1　次に掲げるいずれかの違反または事実が併存していて消防活動の支障または人命の危険が大きいもの ⑴　防火管理業務が適正に行われていないと認められるもの ア　ちゆう房設備の燃料配管等に老化，劣化または接続部のゆるみがあり，燃料漏れのおそれがあるもの イ　排熱筒が木部に接近しており，継続使用すれば火災が発生するおそれがあるもの ウ　配分電盤の開閉器，配線用遮断器，電線，機器等の絶縁不良，漏電または異常過熱等があるもの エ　劇場，百貨店等において，大売り出し等の催物により混雑が予想されるとき，避難誘導等に対応する係員が適正配置されていないもの オ　定員を著しく超過しているにもかかわらず入場制限等の必要な措置を行っていないもの（入場者の滞留により，避難通路から出入口に容易に到達できない場合等） ⑵　防火対象物全般に設置義務のあるスプリンクラー設備（スプリンクラー設備の設置義務がないものは設置義務のある屋内消火栓設備および自動火災報知設備）が大部分に設置されていないものまたはその機能を失っているもの ⑶　防火区画もしくは避難施設等（廊下，避難階段，出入口，排煙設備，非常用照明装置）が設置されていないものまたはこれらのものが過半にわたり構造不適もしくは機能不良となっているもの 2　「機能を失っているもの」とは，機能不良の程度が著しく，ほとんど未設置と同様の状態にあるものをいう。 3　「過半にわたり」とは，階ごとの過半または防火対象物全体での過半をいう。 4　火気使用設備自体の火災危険により，使用停止命令の措置を行う場	原則，即時

				合は，火災発生危険を考慮して，当該設備のみを使用停止の対象とする。	
4	防火対象物における火災予防に危険な行為等（その３）	次の行為または物件で火災の予防に危険であると認めるものまたは消火，避難その他の消防の活動に支障となると認めるもの	火遊び，喫煙，たき火，火を使用する設備もしくは器具（物件に限る。）またはその使用に際し火災の発生のおそれのある設備もしくは器具（物件に限る。）の使用その他これらに類する行為	（行為の禁止） 1　防火対象物の塗装中（シンナー使用）において喫煙行為をしているもの 2　修繕工事を行うため，少量危険物取扱所等において，火花を発する機器を用いているもの	原則，即時
				（物件の使用禁止） 可燃性ガスが滞留する場所でガスコンロ等を使用しているもの	
				（物件の使用停止） ガスコンロの炎が壁体に接し，その部分が炭化しているもの	
			残火，取灰または火粉	（残火の始末） 炭火焼きを行う飲食店で，赤熱部が露出した炭を可燃物の直近に放置しているもの	原則，即時
			危険物または放置され，もしくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件	（物件の除去） 1　防火対象物内において少量危険物が無届かつ条例の基準に適合せず貯蔵されているもの 2　階段室，廊下，通路等避難施設内を倉庫またはクローゼット代わりに使用し，下記の物件のいずれかが存置されているもの ⑴　ガソリン，シンナー，火薬類等の危険物品 ⑵　大量な化繊の衣装 ⑶　ボンベが装填された状態で大量の携帯コンロまたはボンベ本体 ⑷　古新聞，ダンボール，ビールケース等の大量の可燃物 3　使用中の火気使用設備の上方の棚にボンベが装填された状態の携帯コンロが存置されているもの 4　違反事項の事例に該当しないが，繰り返し違反等管理上不備があるものは，「第５項防火管理関係違反」において処理する。	原則，即時
			放置され，もしくはみだりに存置された物件（前記の	（物件の整理，除去） 1　物件が存置されていることにより，一人でさえ通行することが困難なもの	原則，即時

			物件を除く。）	2　上記のほか，消火，避難その他の消防活動に支障となるもの ⑴　防火戸の閉鎖障害となる物件存置 ⑵　特別避難階段附室，非常用エレベーター附室の消防活動の障害となる物件存置 ⑶　非常用進入口の障害となる物件存置 ⑷　屋内消火栓設備の使用障害となる物件存置 3　違反事項の事例に該当しないが，繰り返し違反等管理上不備があるものは，「第５項防火管理関係違反」において処理する。	
5	防火管理関係違反（法第８条第１項違反）	防火管理者未選任		1　防火管理者として届出されていないが，選任され実質的に防火管理業務が行われていることが明らかな場合は，適用要件に該当しないものとみなし指導を継続することができる。 2　防火管理再講習の課程を修了しなければならない期間において，既に防火管理者として選任されている者が，再講習の課程を修了していない場合は，防火管理者未選任の状態となるため，速やかに再講習を受講させ，防火管理者として再度選任し，または別に甲種防火管理者の資格を有する者を防火管理者として選任し，消防長または署長に届出させる必要がある。	２週間から１ヶ月程度を目安とするが，防火管理講習および防火管理再講習を考慮した期限とする。
		防火管理業務不適正	消防計画未作成	消防計画が未作成のもの	２週間以内（防火管理者未選任と併存する場合には，防火管理者未選任の履行期限に２週間を加えた期間以内とする。）
			消防計画が不適正なもの	自衛消防隊の編成等計画の内容が実態と著しく異なるもの	２週間以内（防火管理者未選任と併存する場合には，防火管理者未選任の履

						行期限に１週間を加えた期間以内とする。）
			消火，通報および避難訓練未実施		消火および避難訓練を１年以上実施していないもの	１ヶ月以内（規模および用途に応じて設定する。）
			消防用設備等または特殊消防用設備等の点検，整備未実施等		1　ベル停止，電源遮断，操作障害等の維持管理が不適正なもので，違反を指摘したにもかかわらず関係者が即是正の意思を示さないもの，もしくは是正してもすぐ繰り返し違反を行うもの等悪質なものは１次措置の適用要件とする。 2　消防計画に定める消防用設備等または特殊消防用設備等の点検および整備が未実施なもの 3　法第１７条の３の３に定める点検により重大な機能不良箇所が指摘され，点検結果報告時までに是正されていない場合は，「第９項消防用設備等または特殊消防用設備等に関する基準違反」により処理する 。 4　自動火災報知設備，スプリンクラー設備，屋内消火栓設備または２種類以上の設備の点検未実施がある場合は，２次措置を行うものとする。	点検および整備未実施については，点検および整備内容により期限を設定する。
			火気の使用または取扱いに関する監督不適正	火気使用器具，電気器具の管理	1　火気使用器具等の周囲の可燃材からの距離が基準値未満のもの 2　天蓋に設けられているグリスフィルターから油が滴り落ちているもの 3　消防法令違反の有無を問わず，適法な防火対象物に対しても，可燃材の炭化等が認められる場合は，第３項（法第５条の２）の措置によるものとする。	１ヶ月以内
				指定場所における喫煙等の制限	1　劇場等その他消防長（消防署長）が指定する場所で，解除承認を受けずに，または解除承認後に承認内容に違反して裸火等の使用，もしくは危険物品の持込みを行っているもの 2　使用禁止命令を行う場合は，解除承認を撤回してから措置する。	原則，即時
			避難または防火上必要な構造および設備の管理不適正		1　防火設備，避難設備の維持管理に係る基準違反に該当するもの 2　竪穴区画に設けられた防火戸，防火シャッターに何らかの処置（くさび等）をし閉鎖できなくしているもの	２週間以内

				３　階段，出入口，廊下，通路に物件が存置されているもの ４　出入口の内外に近接して椅子，テーブル等の物件が存置されているもの ５　火災の予防に危険または避難障害となっているもので，改修を要するものは，「第２項防火対象物における火災予防危険行為（その１）」により処理する。 ６　再三の繰り返し違反等がある場合は，２次措置を行う。	
			劇場等の定員管理不適正	１　劇場，百貨店等において，定員を超えて入場させ入場制限等の必要な措置をとっていないもの ２　可動椅子により興行等を行う場合において避難通路が有効に確保されていないもの ３　発災時における初動措置を行い得る体制をとっていないもので，他に違反が存する場合は，「第３項防火対象物における火災予防危険行為等（その２）」により処理する。	原則，即時
６	統括防火管理関係違反（法第８条の２）	統括防火管理者未選任		統括防火管理者として届出されていないが，選任され実質的に防火管理業務が行われていることが明らかな場合は，適用要件に該当しないものとみなし指導を継続することができる。	２週間から１ヶ月程度を目安とする。
		統括防火管理業務不適正	全体についての消防計画未作成		２週間から１ヶ月程度を目安とする。（統括防火管理者未選任と併存する場合には，統括防火管理者未選任の履行期限に２週間から１ヶ月程度を加えた期間以内とする。）
			全体についての消防計画が不適正なもの	自衛消防の組織の編成等計画の内容が実態と著しく異なるもの	２週間から１ヶ月程度を目安とする。

					（統括防火管理者未選任と併存する場合には，統括防火管理者未選任の履行期限に２週間から１ヶ月程度を加えた期間以内とする。）
			避難または防火上必要な構造および設備の管理不適正	1　共用部分の防火設備，避難設備の維持管理に係る基準違反に該当するもの ⑴　竪穴区画に設けられた防火戸，防火シャッターに何らかの処置（くさび等）をし，閉鎖できなくしているもの ⑵　階段，出入口，廊下，通路に物件が存置されているもの ⑶　出入口の内外に近接して椅子，テーブル等の物件が存置されているもの 2　火災の予防に危険または避難障害となっているもので，改修を要するものは，「第２項防火対象物における火災予防危険行為（その１）」により処理する。 3　再三の繰り返し違反等がある場合は，２次措置を行う。	２週間以内
7	防火対象物点検報告（法第８条の２の２および法第８条の２の３	防火対象物点検報告未実施での表示または紛らわしい表示をしたもの		点検基準に適合せずに適合する旨の表示をしているもの	原則，即時
		防火対象物点検の特例認定を受けていないにもかかわらず，法第８条の２の３第７項の表示が付され，または当該表示と紛らわしい表示が付されているもの		（適用要件の意義） 1　防火対象物点検報告義務対象物であるもの 2　防火対象物点検の特例認定を受けていないにもかかわらず，法第８条の２の３第７項の表示が付されているもの	なし
		偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したもの		（適用要件の意義） 形式的に適用要件に該当すれば，直ちに処理する。	なし
		法第５条第１項，第５条の２第１項，第５条の３第１項，第８条第３項もしくは第４項，第８条の２第５			

		項もしくは第６項，第８条の２の５第３項または第１７条の４第１項もしくは第２項の規定の命令がされたもの			
		法第８条の２の３第１項第３号に該当しなくなったもの			
8	自衛消防組織の設置に関する違反（法第８条の２の５）	自衛消防組織が未設置であるもの	１　自衛消防組織として届出されていないが，設置され実質的に自衛消防組織として必要な活動を行うことができると認められた場合は，適用要件に該当しないものとみなし指導を継続することができる。 ２　自衛消防業務再講習の課程を修了しなければならない期間において，既に自衛消防組織の統括管理者として置かれ届出されている者が，再講習の課程を修了していない場合は，自衛消防組織の設置基準に従って設置されていない状態となるため，速やかに再講習を受講させ，または別に自衛消防組織の統括管理者の資格を有する者を統括管理者として置いて自衛消防組織変更届出書を消防長または署長に届出させる必要がある。		２週間から１ヶ月程度を目安とするが，自衛消防業務新規講習および再講習を考慮しなければならない場合は，直近の講習日を考慮した期限とする。
9	消防用設備等または特殊消防用設備等に関する基準違反（法第１７条第１項または第３項）	消防用設備等または特殊消防用設備等が未設置または維持管理が不適正のもの	消火器	防火対象物またはその部分が全体にわたり未設置の場合	工事内容に応じて設定するものとし，概ね６ヶ月以内とする。
			屋内消火栓設備	１　防火対象物の１の階が全体にわたり未設置の場合 ２　１の未警戒区域の床面積が５００㎡以上となる場合 ３　未警戒区域の床面積が義務設置床面積の過半となる場合 ４　起動装置，加圧送水装置または配管等の不良により加圧送水ができない場合または作動しても適正圧力が保持できない場合 ５　非常電源が未設置の場合	
			スプリンクラー設備	１　防火対象物の１の階が全体にわたり未設置の場合 ２　１の未警戒区域の床面積が１００㎡以上となる場合 ３　起動装置，加圧送水装置または配管等の不良により加圧送水ができない場合または作動しても適正圧力が保持できない場合 ４　非常電源が未設置の場合	
			水噴霧消	１　防火対象物の１の階が全体にわたり未設置の場合	

			火設備・泡消火設備	2　起動装置，加圧送水装置または配管等の不良により加圧送水ができない場合または作動しても適正圧力が保持できない場合 3　非常電源が未設置の場合
			不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備	1　防火対象物の１の階が全体にわたり未設置の場合 2　ボンベ配管等の機能不良により全く消火剤を放出できない場合 3　音響装置の音響が聞き取れない場合 4　非常電源が未設置の場合
			屋外消火栓設備	1　防火対象物の１の階が全体にわたり未設置の場合 2　１の未警戒区域の床面積が１，０００㎡以上となる場合 3　未警戒区域の床面積が義務設置床面積の過半となる場合 4　起動装置，加圧送水装置または配管等の不良により加圧送水ができない場合または作動しても適正圧力が保持できない場合 5　非常電源が未設置の場合
			自動火災報知設備	1　断線等による未警戒の場合 2　防火対象物の１の階が全体にわたり未設置の場合 3　１の未警戒区域の床面積が１００㎡以上となる場合 4　未警戒区域の床面積が義務設置床面積の合計の過半となる場合 5　音響装置の音響が防火対象物またはその部分の全体にわたり聞き取れない場合 6　受信機等の不良により適切に作動できない場合 7　非常電源が未設置の場合
			ガス漏れ火災警報設備	1　断線等による未警戒の場合 2　防火対象物の１の階が全体にわたり未設置の場合 3　未警戒区域の床面積が義務設置床面積の合計の過半となる場合 4　音響装置の音響が防火対象物またはその部分の全体にわたり聞き取れない場合

				5　受信機等の不良により適切に作動できない場合 6　非常電源が未設置の場合	
			漏電火災警報器	1　断線等による未警戒の場合 2　防火対象物の全体にわたり未設置の場合 3　音響装置の音響が防火対象物またはその部分の全体にわたり聞き取れない場合 4　警報器の不良により適切に作動できない場合	
			消防機関へ通報する火災報知設備	1　断線等による未警戒の場合 2　防火対象物の全体にわたり未設置の場合 3　非常電源が未設置の場合	
			非常警報設備	1　断線等による未警戒の場合 2　防火対象物の１の階が全体にわたり未設置の場合 3　音響装置の音響が防火対象物またはその部分の全体にわたり聞き取れない場合 4　非常電源が未設置の場合	
			避難器具	1　防火対象物の１の階が全体にわたり未設置の場合 2　１の階すべての避難器具が使用不能の場合	
			誘導灯	1　防火対象物の１の階が全体にわたり未設置の場合 2　１の階すべての誘導灯が非常電源等の容量不足により識別不能の場合	
			連結散水設備	防火対象物の１の階が全体にわたり未設置の場合	
			連結送水管	防火対象物の全体にわたり未設置の場合	
			事例に該当しない軽易な違反であっても，再三の指摘にもかかわらず長期間にわたり改善の意思が全く認められない場合		
10	防災管理関係違反（法第３６条第１項において準用する法第８条第	防災管理者未選任	1　防災管理者として届出されていないが，選任され実質的に防災管理業務が行われていることが明らかな場合は，適用要件に該当しないものとみなし指導を継続することができる。 2　甲種防火管理再講習または防災管理再講習の課程を修了しなければならない期間において，既に防災管理者として選任されている者が，再講習の課程を修了していない場合は，防災管理者未選任の状態とな		２週間から１ヶ月程度を目安とするが，防災管理講習，防災管理再講習，甲種

	１項）			るため，速やかに再講習を受講させ，防災管理者として再度選任し，または，別に防災管理者の資格を有する者を防災管理者として選任し，消防長または署長に届出させる必要がある。	防火管理再講習を考慮しなければならない場合は，直近の講習日を考慮した期限とする。
		防災管理業務不適正	防災管理に係る消防計画未作成		２週間以内（防災管理者未選任と併存する場合には，防災管理者未選任の履行期限に２週間を加えた期間以内とする。）
			防災管理に係る消防計画が不適正なもの	防災管理上必要な教育等計画の内容が事態と著しく異なるもの	２週間以内（防災管理者未選任と併存する場合には，防災管理者未選任の履行期限に１週間を加えた期間以内とする。）
			避難訓練未実施	避難訓練を１年以上実施していないもの	１ヶ月以内（規模，用途に応じて設定する。）
11	統括防災管理関係（法第３６条第１項におい	統括防災管理者未選任		統括防災管理者として届出されていないが，選任され実質的に防災管理業務が行われていることが明らかな場合は，適用要件に該当しないものとみなし指導を継続することができる。	２週間から１ヶ月程度を見安とする。
		統括防災管理業	防災管理に係る全		２週間から１

	て準用する法第８条の２）	務不適正	体についての消防計画未作成		ヶ月程度を目安とする。（統括防災管理者未選任と併存する場合には，統括防災管理者未選任の履行期限に２週間から１ヶ月程度を加えた期間以内とする。）
			防災管理に係る全体についての消防計画が不適正なもの	自衛消防隊の編成等計画の内容が実態と著しく異なるもの	２週間から１ヶ月程度を目安とする。（統括防災管理者未選任と併存する場合には，統括防災管理者未選任の履行期限に２週間から１ヶ月程度を加えた期間以内とする。）
12	防災管理点検報告（法第３６条第１項において準用する法第８条の２の２および法第８条	防災管理点検報告未実施での表示または紛らわしい表示をしたもの		点検基準に適合せずに適合している旨の表示をしているもの	原則，即時
		偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したもの		（適用要件の意義） 形式的に適用要件に該当すれば，直ちに処理する。	なし
		法第５条第１項，第５条の２第１項，第５条の３第１項，第８条第３項もしくは第４項（法第３６条第１項において準用する場合を含む。），			

	の２の３）	第８条の２第５項もしくは第６項（法第３６条第１項において準用する場合を含む。），第８条の２の５第３項または第１７条の４第１項もしくは第２項の規定による命令がなされたもの		
		法第３６条第１項において準用する法第８条の２の３第１項第３号に該当しなくなったもの		
		防災管理点検の特例認定を受けていないにもかかわらず，防災管理点検の特例認定の表示が付され，または当該表示と紛らわしい表示が付されているもの	（適用要件の意義） １　防災管理対象物であるもの ２　防災管理点検資格者により点検対象事項が点検基準に適合していると認められていないにもかかわらず，法第３６条第１項において準用する法第８条の２の２第２項の表示が付され，または当該表示と紛らわしい表示が付されているもの	なし
13	防災管理点検報告（法第３６条第６項において準用する法第８条の２の２）	防火対象物点検報告および防災管理点検報告のうち，いずれか一方またはともに点検基準を満たしていないにもかかわらず，法第３６条第４項の表示が付され，または当該表示と紛らわしい表示が付されているもの	（適用要件の意義） １　防火対象物点検報告および防災管理点検報告の義務対象物であるもの ２　防火対象物点検報告および防災管理点検報告のうち，いずれか一方またはともに点検基準を満たしていないにもかかわらず，法第３６条第４項の表示が付され，または当該表示と紛らわしい表示が付されているもの	なし
		防火対象物点検または防災管理点検の特例認定のうち，いずれか一方またはともに認定を受けていないにもかかわらず，法第３６条第５項の表示が付され，または当該表示と紛らわしい表示が付されているもの	（適用要件の意義） １　防火対象物点検報告および防災管理点検報告の義務対象物であるもの ２　法第８条の２の３第１項または法第３６条第１項において準用する法第８条の２の３第１項の特例認定のうち，いずれか一方またはともに認定を受けていないにもかかわらず，法第３６条第５項の表示が付され，または当該表示と紛らわしい表示が付されているもの	なし
14	少量危険物貯蔵取扱所の貯蔵または取扱い基	みだりな火気の使用，危険物の漏れ，あふれまたは飛散等があるもの	塗装工場のベーパーが発生または滞留するおそれのある場所で溶接機器等を使用している等とする。	原則，即時
		位置，構造，設備等が基準に適合していないもので，災害発生危険が大	１　ボイラー室等の壁，柱，床または天井が，不燃材料で造られまたは覆われていないもの	改修，移転，除去その他必

	準違反（法第９条の４ならびに条例第３３条および条例第３４条）	きいもの	２　燃料タンクのフロートスイッチが破損または故障しているもの ３　吹付塗装室と作業場が防火上有効な隔壁で区画されていないもの	要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。
15	指定可燃物貯蔵取扱所の貯蔵または取扱い基準違反（法第９条の４ならびに条例第３７条および条例第３８条）	みだりな火気の使用，指定可燃物の漏れ，あふれまたは飛散等があるもの	指定可燃物貯蔵取扱所の近傍で工事が行われ，エンジンカッター等の火花が周囲に拡散している等の場合とする。	原則，即時
		位置，構造，設備等が基準に適合していないもので，災害発生危険が大きいもの	１　条例別表第８で定める数量の２０倍以上の可燃性固体類等を貯蔵している屋内の壁，柱，床または天井が，不燃材料で造られまたは覆われていないもの ２　可燃性液体類等を収納した容器を高さ４ｍを超えて積み重ねているもの	改修，移転，除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。

別表第３（第３条の２関係）

違反項目等		適用要件	事例	履行期限
１	危険物の無許可貯蔵または取扱い（法第10条第１項）	危険物の無許可貯蔵または取扱いに関する違反のうち，次のいずれかに該当するもの １　製造所等以外の場所で，指定数量以上の危険物を貯蔵し，または取り扱っているもの ２　製造所等において，当該貯蔵または取扱いの態様を逸脱して，指定数量以上の危険物を貯蔵し，または取り扱っているもの	１　製造所等以外の場所で指定数量以上の危険物を貯蔵し，または取り扱う場所のすべてを対象にするものとする。 ２　製造所等において当該貯蔵，または取扱いの態様を逸脱して，指定数量以上の危険物を貯蔵し，または取り扱っているものの例として，次のような場合とする。 ⑴　屋内貯蔵所の保有空地に指定数量以上の危険物を貯蔵しているもの ⑵　給油取扱所の敷地内に危険物をドラム缶で指定数量以上貯蔵しているもの	原則，即時
		製造所等以外の場所で油圧装置，潤滑油循環装置等において，引火点が１００℃以上の第４類の危険物のみを指定数量以上貯蔵し，または取り扱っているもの	実態の危険物を考慮し警告により適切な行政指導を行った後，なお是正されない場合は，速やかに２次措置に移行するものとする。	原則，即時
２	製造所等における危険物の貯蔵または取扱いに関する基準違反（法第10条第３項）	製造所等における危険物の貯蔵または取扱いについて，法第１０条第３項の基準に違反しているもので，漏えい，飛散等により災害拡大危険が著しく大きいもの	該当する事例として次のような場合とする。 １　移動タンク貯蔵所に係るもので次に示すもの ⑴　特殊引火物，第一石油類および第二石油類を移送または取り扱っているもので，漏れ，あふれ，飛散等があるもの ⑵　危険物の規制に関する政令（昭和３４年政令第３０６号。以下「危政令」という。）第２７条第６項第４号の規定に違反して危険物を取り扱っているもの ２　放電加工機を使用している一般取扱所において，放電加工油槽内の油量不足により放電の際，油が飛散しているもの，または火災が発生するおそれが大きい等のもの	改修，移転，除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。
		製造所等における危険物の貯蔵または取扱いについて，法第１０条第３項の基準に違反しているもの	１　災害発生危険のある基準違反を対象とするものであり，軽微な基準違反については必ずしも対象としない。ただし，軽微な基準違反が繰り返し行われているような場合には，本欄に該当するものとして取り扱って支障な	改修，移転，除去その他必要な措置を行

		で，漏えい，あふれ，飛散等があるものまたはそのおそれがあるもの	いものとする。 2　許可品名以外の貯蔵等の違反については，当該違反によって適用される技術上の基準が異なる場合を対象とし，単に手続上の違反については，本欄に基づく措置は行わず，当該変更に係る届出をさせることとしてさしつかえないものとする。 3　３次措置は基準遵守不履行のもので，火災等の災害発生危険が大きいものとする。	うために必要な合理的な期間とする。
		法第１１条第１項の規定による許可もしくは法第１１条の４第１項の規定による届出に係る数量を超える危険物またはこれらの許可もしくは届出に係る品名以外の危険物を貯蔵し，または取り扱っているもので，当該貯蔵または取扱いにより製造所等の位置，構造または設備の変更許可を要するもの		
3	製造所等の位置，構造または設備の無許可変更（法第１１条第１項）	製造所等の位置，構造または設備を無許可で変更しているもの	法第１１条第１項違反に対しては，法的に法第１２条の２第１項の使用停止命令または許可の取消しのいずれかを選択して発動することが可能であるが，運用上，許可の取消しはこれ以外に火災等の災害の発生や拡大を防止する手段がないと認められる場合に行うことを原則とする。	変更許可手続，改修，移転，除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。
4	製造所等の完成検査前使用（法第11条第５項）	設置許可または変更許可に係る完成検査合格前に使用しているもの	1　違反内容に係る危険性に着目して，法第１０条第４項の基準に適合しないもの，または災害等の発生危険もしくは拡大危険があるものを重点として運用する。 2　仮使用承認を受けているもので，使用停止命令を行う場合は仮使用承認を撤回してから措置する。	原則，即時
5	製造所等の位置，構造または設備に関する基	法第１０条第４項の基準に適合しないもので，火災等の災害発生危険が著しく大きいもの	1　法第１０条第４項の基準に不適合であり，火災等の災害発生危険が著しく大きい場合を対象とする。 　該当する事例としては，次のような場合とする。 (1)　配管に亀裂を生じ，現に危険物の漏えいが認められるもの (2)　配管等の腐食が著しく，危険物の漏えいが切迫しているもの	原則，即時

	準違反（法第12条第１項）		⑶　屋外の貯蔵タンクの架台が著しく腐食しまたは変形しており，目前に転倒落下危険が認められるもの ２　過去に２次措置を行った施設については，使用停止命令と同時に許可の取消しを検討するものとする。	
		法第１０条第４項の基準に適合しないもの（前記の場合を除く。）	法第１０条第４項の基準に不適合となったもので，違反内容が災害発生につながるおそれのある場合を対象とする。 該当する事例としては，次のような場合とする。 １　防油堤に亀裂や破損があり，危険物が漏えいした場合，防油堤の外に流出するおそれがあるもの ２　危険物施設内の電気設備が損傷し，火花を発生するおそれがあるもの	改修，移転，除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。
6	製造所等の緊急使用停止等（法第12条の３）	製造所等またはその近隣において，火災，爆発等の事故が発生したことにより，当該製造所等の使用が災害発生上極めて危険な状態であると認められるもの	製造所等またはその周囲の状況が公共の安全の維持または災害の発生の防止のため緊急の必要がある場合に発動されるものであり，危険な状態となった原因が製造所等にあるか否かを問わないものとする。	原則，即時
7	製造所等における危険物保安監督者の未選任等（法第１３条第１項および第３項）	危険物保安監督者を選任していないものまたは危険物保安監督者を選任しているが必要な保安監督業務が行われていないもの	１　危険物保安監督者の未選任について，資格者がいないため選任できない場合であると，資格者がいながら選任していない場合であるとを問わないものとする。 ２　保安監督業務不履行とは，危険物保安監督者を選任しているが，職制上の事由等から必要な監督業務が行い得ないもので，所有者，管理者または占有者にその責を帰すのが相当な場合とする。	製造所等における各権原ごとの危険物保安監督者の選任，指導状況を踏まえて，期限を設定する。
		危険物取扱者の立会いなしに無資格者による危険物の取扱いが行われているもの	無資格者による危険物の取扱いの繰り返し等，違反内容が悪質な場合，告発により対処することも考えられる。	製造所等における危険物取扱者の選任を踏まえて，期限を設定する。
8	危険物保	危険物保安統括管理者または危険	１　解任命令不履行の場合の使用停止命令は，災害等の発生危険があるもの	製造所等にお

	安監督者の法令違反等	物保安監督者が法律または法律に基づく命令の規定に違反したことにより免状返納命令を受けたもの	または災害が発生した場合，延焼拡大危険があるものを重点として運用するものとする。 ２　危険物保安統括管理者等に保安業務を引き続き行わせることが，公共の安全の維持または災害発生防止上支障がある場合の例として，次のような場合とする。 ⑴　保安監督業務を同時に履行し得ない２以上の施設で同一人が危険物保安監督者に選任されてる場合 ⑵　職制等の事情から保安監督業務を行い得ない場合 ⑶　旅行，疾病その他の事由により，長時間その職務を行うことができない者 ⑷　遵法精神に著しく欠如している場合 ⑸　保安業務の不履行により災害を発生させた場合 ３　危険物保安統括管理者等が保安統括管理者等業務を行わない事情が，関係者側にあるか，当該危険物保安統括管理者等にあるかを問わず，現実に保安業務を行っていないことにより支障があれば，本件に該当する。	ける各権原ごとの危険物保安監督者の選任，指導状況を踏まえて，期限を設定する。
		危険物保安統括管理者または危険物保安監督者に保安業務を引続き行わせることが，公共の安全の維持または災害発生防止上支障があるもの		
9	予防規程未作成等（法第14条の２）	予防規程を作成していないもの	予防規程未作成の状態が長期間継続するなど違反内容が悪質な場合，告発により対処することも考えられる。	製造所等における予防規程の作成，指導状況を踏まえて，期限を設定する。
		予防規程を定めているが，内容的に火災予防上適当でないもの	予防規程の内容が法第１０条第３項に適合していない場合，認可された予防規程がその後の製造所等の状況に合わせて適切に変更されていない場合とする。	予防規程の内容，指導状況を踏まえて，期限を設定する。
10	特定屋外タンク貯蔵所等の	特定屋外タンク貯蔵所または移送取扱所に関する保安検査を受けていないもの	３次措置の許可の取消しは，原則として次に掲げる場合とする。 １　法第１２条の２第１項の規定に基づき期限を定めて製造所等の使用の停止を命じたにもかかわらず，当該製造所等の所有者，管理者または占有者	保安検査，改修，移転，除去その他必要

	保安検査未実施（法第14条の３第１項および第２項）		が当該命令に違反した場合 ２　法第１２条の２第１項の規定に基づき期限を定めて製造所等の使用の停止を命じ，製造所等の所有者等が当該命令に従った場合であって，当該使用の停止を命じられた相当の期間内に正当な理由がなく当該使用の停止を命じられるに至った，保安検査および定期点検に関する規定違反に該当する事実について改善がなされず，なお再び使用されることにより公共の安全の維持または災害の発生の防止に支障をおよぼすおそれが極めて高いと判断される場合 ３　客観的状況から判断して，当該製造所等の位置，構造および設備が法第１０条第４項の技術上の基準に適合していないおそれが高く，かつ，法第１２条の２第１項の規定に基づく製造所等の使用の停止の命令のみでは不十分と判断される場合	な措置を行うために必要な合理的な期間とする。
11	製造所等の定期点検未実施等（法第１４条の３の２）	定期点検を未実施のもの		改修，移転，除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。
		点検記録を作成せず，虚偽の点検記録を作成し，または点検記録を保存しなかったもの	２次措置として，法第１６条の５第１項に基づく報告徴収を行うことが適当なケースも存する。また，違反内容が悪質な場合，告発により対処することも考えられる。	原則，即時
12	危険物の運搬に関する基準違反（法第１６条）	危険物の運搬基準に違反しているもの	違反内容が悪質な場合，告発により対処することも考えられる。	改修，移転，除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。
13	移動タンク貯蔵所による危険物取扱者無乗車での移送（法第16	移動タンク貯蔵所により，危険物取扱者を乗車させずに危険物の移送を行っているもの	違反を覚知した場合は，告発を念頭に置いた調査を行うものとする。	原則，即時

	条の２第１項）			
14	製造所等における事故発生時の応急措置未実施（法第１６条の３第１項）	製造所等における流出事故等に際し関係者が災害発生防止のため危険物の流出および拡散の防止，流出した危険物の除去，その他の応急措置を講じていないもの	応急措置がまったく行われていない場合のほか，当該事故における最善の措置がとられていない場合も該当するものとする。	原則，即時

別表第４（第２２条関係）

是 正 重 点 対 象 物 の 違 反 処 理 手 順

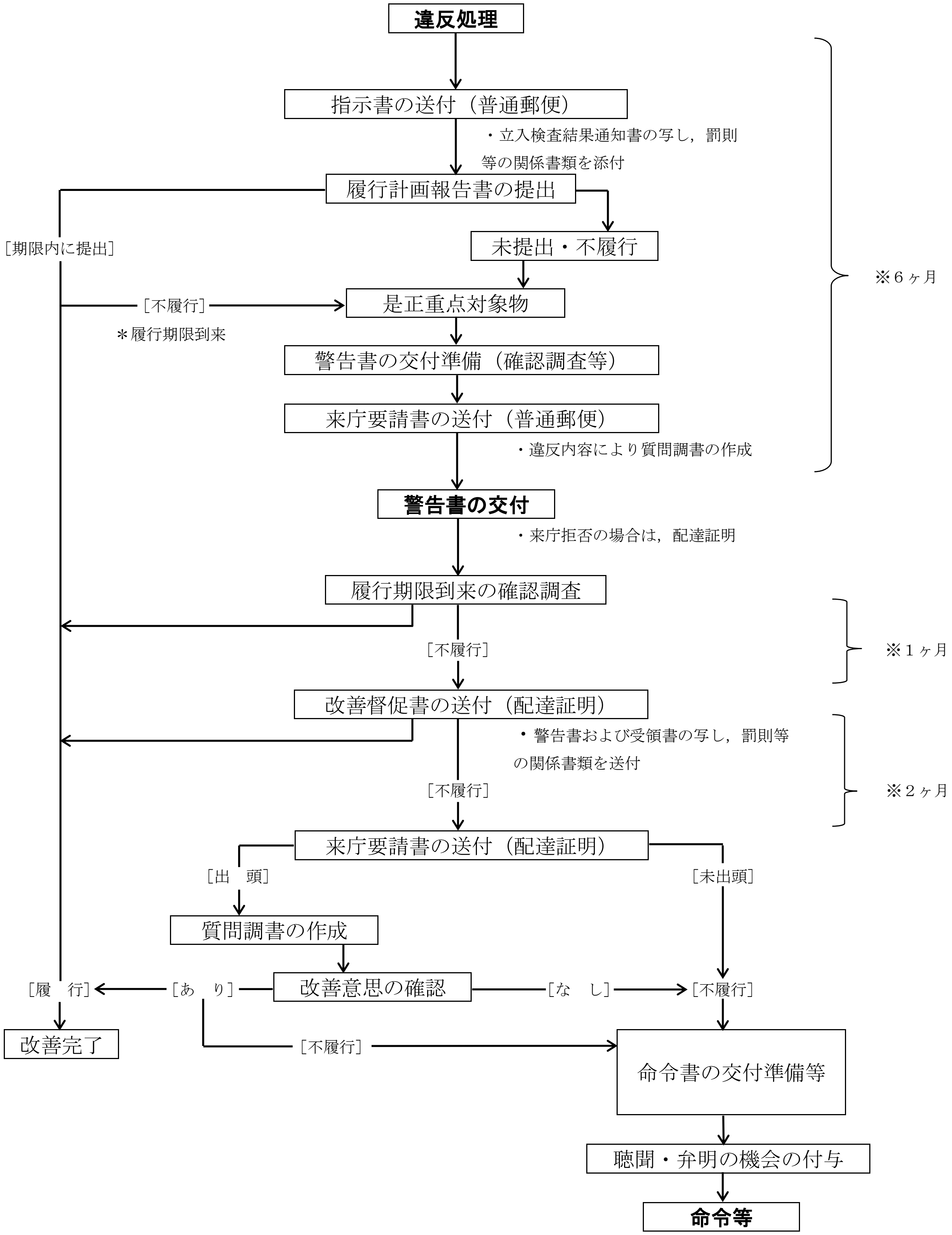

（注）※は，措置に移行する目安である。

別表第５（第２９条関係）

違　反　行　為　内　容			基礎点数	留　意　事　項
１	危険物の無許可貯蔵または取扱い（法第１０条第１項）	指定数量の１０倍以上	１０	１　違反者は指定数量以上の危険物を無許可で貯蔵または取り扱った者，指示等して貯蔵または取り扱わせた者である。 ２　無許可で貯蔵または取扱いを行った危険物の数量（指定数量の倍数）により，基礎点数が異なる。 ３　製造所等内であっても，当該製造所等の形態と異なる貯蔵または取扱いを行なった場合も該当する。
		指定数量の２倍以上１０倍未満	6	
		指定数量の２倍未満	4	
２	貯蔵および取扱いの基準違反（法第１０条第３項）		4	１　違反者は製造所等において危険物の貯蔵および取扱いの基準（危政令第２４条から第２７条まで）に違反した者および指示等して貯蔵または取り扱わせた者である。 ２　危険物移動タンク貯蔵所において完成検査済証を備え付けていない場合は本項に該当する。
３	製造所等の無許可設置（法第１１条第１項前段）		8	違反者は許可を得ないで製造所等を設置した者および指示等して設置させた者である。
４	製造所等の無許可変更（法第１１条第１項後段）	火災発生等危険性の大なもの	8	１　違反者は法第１１条第１項の規定に基づく製造所等の設置許可を受けた者で，許可を得ないで製造所等を変更した者および指示等して変更させた者である。 ２　火災発生等危険性の認定は，設備の撤去等による変更の内容および許可品名の実態等を考慮して行う。 ３　変更工事が，「資料提出を要する軽微な変更工事」または「資料提出を要しない軽微な変更工事」に該当する場合には許可申請の対象外となるため本項には該当しない（参照，「製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて」（平成１４年３月２９日消防危第４９号））。 ４　本項無許可変更によって，第９項「製造所等の位置，構造および設備の技術上の基準維持義務違反」が生じた場合は，両項の違反が成立し，併せて措置を行う。
		その他のもの	3	
５	完成検査前使用（新設後）（法第１１条第５項）		8	１　違反者は，法第１１条第１項の規定に基づく製造所等の設置許可を受けた者で，完成検査前に製造所等を使用した者および指示等して使用させた者である。 ２　本項は法第１０条第４項の技術上の基準に適合，不適合に係わらず，成立する

6	完成検査前使用（変更後）（法第１１条第５項）	火災発生等危険性が大なもの その他のもの	5 3	１　違反者は，法第１１条第１項の規定に基づく製造所等の変更許可を受けた者で，完成検査前に製造所等を使用した者および指示等して使用させた者である。 ２　本項は法第１０条第４項の技術上の基準に適合，不適合に係わらず，成立する。 ３　火災発生等危険性の認定は，設備の撤去等による変更の内容，使用状況および許可品名等の実態を考慮して行う。
7	危険物の品名，数量および指定数量の倍数変更届出違反（法第１１条の４第１項）		4	１　違反者は製造所等の位置，構造または設備の変更を要しない範囲で，許可された貯蔵または取り扱う危険物の品名，数量または指定数量の倍数に係る変更の届出を法定期間内（変更しようとする日の１０日前まで）に怠った者である。 ２　第１石油類から第２石油類に変更した場合は本項が適用になるが，同じ第１石油類の中で変更する場合は適用外となる。
8	危険物の貯蔵および取扱い基準遵守命令違反（法第１１条の５第１項，第２項）		5	違反者は，危険物の貯蔵取扱基準遵守命令を受けた製造所等の関係者（所有者，管理者，占有者）で，当該命令事項を履行していない者である。
9	製造所等の位置，構造および設備の違反（法第１２条第１項）	火災発生等危険性の大なもの その他のもの	4 3	１　違反者は当該製造所等について維持管理義務がある関係者（関係者から維持管理等を就業規則，社内規等で明確に任されている者を含む。）で，当該製造所等の位置，構造および設備が法第１０条第４項の技術上の基準（危政令第９条から第２３条）に違反している場合である。 ２　本項違反が第４項の無許可変更によって生じた場合は第４項および本項の双方が成立する。
10	製造所等の位置，構造および設備の技術上の基準適合命令違反（法第１２条第２項）		5	違反者は製造所等に係る履行期限内の基準適合命令を受けながらこれに従わず，当該命令事項を履行していない製造所等の関係者等である。
11	使用停止命令違反（法第１２条の２第１項，第２項）		8	違反者は製造所等に係る一定期間の使用停止命令を受けながら，これに従わず，当該期間中に使用した製造所等の関係者等である。
12	緊急時の使用停止，使用制限命令違反（法第１２条の３第１項）		8	違反者は製造所等に係る一般的な緊急使用停止命令または一定の使用制限命令を受けながらこれに従わなかった製造所等の関係者等である。
13	危険物保安統括管理者選任義務違反（法第１２条の７第１項）		8	違反者は危険物保安統括管理者の届出義務のある事業所の関係者で，次の１または２の場合に該当する。 １　危険物保安統括管理者を定めていない場合 ２　危険物保安統括管理者をして適正に危険物の保安に関する業務を統括

			管理されていなかった場合または，危険物の保安に関する業務を統括管理することが不可能な地位等にある者を危険物保安統括管理者に選任していた場合など，実質的に危険物保安統括管理者をして当該事務所における危険物の保安に関する業務を統括管理させていなかった場合に該当する。
14	危険物保安統括管理者の選解任届出義務違反（法第１２条の７第２項）	4	違反者は危険物保安統括管理者の届出義務のある事業所の関係者で，危険物保安統括管理者の選解任届出を怠った場合に該当する。
15	危険物保安監督者選任義務違反（法第１３条第１項前段）	8	１　違反者は危険物保安監督者の届出義務のある製造所等の関係者で，法第１３条第１項に規定する危険物保安監督者となりうる資格を有する者の中から危険物保安監督者を選任していない場合または資格を有しない者を危険物保安監督者として選任していた場合に該当する。 ２　危険物保安監督者が選任された状態とは，製造所等で取り扱っている危険物を取り扱うことができる甲種または乙種危険物取扱者が，関係者によって，保安監督を行うように指示された（口頭，書面を問わず）状態をいう。
16	危険物保安監督者保安監督業務不履行（法第１３条第１項後段）	4	違反者は危険物保安監督者の届出義務のある製造所等の関係者で，危険物保安監督者をして適正に保安監督業務を行わせていなかった場合または保安監督業務を行うことが不可能な地位等にある者を危険物保安監督者に選任していた場合など，実質的に危険物保安監督者をして，当該製造所等における保安監督業務を行わせていなかった場合に該当する。
17	危険物保安監督者届出義務違反（法第１３条第２項）	4	違反者は危険物保安監督者の届出義務のある製造所等の関係者で，危険物保安監督者の選解任届出を怠った場合に該当する。
18	資格外危険物の取扱い（無資格取扱も含む）（法第１３条第３項）	8	違反者は製造所等において，危険物の取扱い作業等に従事する者で，自ら自己免状で指定する危険物の種類以外の危険物を取り扱った場合または無資格者に対し資格者の立会いのない危険物の取扱いを指示等し，または当該取扱い行為を容認（共犯等）した場合に該当する。
19	危険物取扱者保安講習未受講（法第１３条の２３）	4	１　違反者は製造所等において，現に１年以上危険物の取扱い作業等に従事する者で，法定期間内に危険物保安講習を受講していない者が該当する。（未受講期間の長短は問わない。） ２　保安講習受講義務違反として措置を行った日を基準日として，１年間は再度の措置は行わない。
20	危険物保安監督者解任命令違反（法第１３条の２４第１項）	4	違反者は危険物保安統括管理者の届出義務のある事業所の関係者または危険物保安監督者の届出義務のある製造所等の関係者で，法第１３条の24

				に規定する危険物保安統括管理者または危険物保安監督者の解任命令に違反した場合に該当する。
21	危険物施設保安員選任義務違反（法第１４条）		3	違反者は危険物施設保安員を定めなければならない製造所等の関係者で，次の１または２の場合に該当する。 １　危険物施設保安員を定めていない場合 ２　危険物施設保安員をして，危険物の規制に関する規則（昭和３４年９月２９日総理府令第５５号。以下「危規則」という。）第５９条に規定する業務を行わせていなかった場合または危険物施設保安員の業務を行わせることが不可能な地位等にある者を危険物施設保安員に定めていた場合など，実質的に危険物施設保安員をして当該製造所の構造および設備に係る保安のための業務を行わせていなかった場合
22	予防規程無認可（法第１４条の２第１項）		4	違反者は政令で定める予防規程を定めなければならない製造所等の関係者等で，当該製造所等における予防規程が認可されていない場合に該当する。
23	予防規程変更命令違反（法第１４条第３項）		8	違反者は製造所等における予防規程の変更命令を受けながら，履行期限内にこれに従わなかった製造所等の関係者等である。
24	予防規程遵守義務違反（法第１４条の２第４項）		2	違反者は予防規程を定めなければならない製造所等の関係者およびその従業者で，危規則第６０条の２に規定する予防規程に定めなければならない事項を適正に遵守していない場合に該当する。
25	保安検査拒否等（法第１４条の３第１項および第２項）		4	１　法第１４条の３第１項違反 違反者は危政令第８条の４第１項に定める保安に関する検査を受けなければならない危険物屋外タンク貯蔵所または危険物移送取扱所の関係者で，危政令第８条の４に定める時期までに，法第１４条の３第１項に係る保安に関する検査（定期保安検査）を受けなかった場合または正当な理由等なく，当該検査を拒否等した場合に該当する。 ２　法第１４条の３第２項違反 違反者は危政令第８条の４第４項に定める保安に関する検査を受けなければならない危険物屋外タンク貯蔵所の関係者で，法第１４条の３第２項に係る保安に関する検査（臨時保安検査）を受けなかった場合または正当な理由等なく，当該検査を拒否等した場合に該当する。
26	定期点検義務違反（法第１４条の３の２）	定期点検未実施	4	１　違反者は危政令第８条の５に定める定期点検を行わなければならない製造所等の関係者で，危規則第６２条の４に定める時期等に当該定期点検を行わなかった場合または危規則第６２条の８に定める定期点検の記
		記録保存違反	3	

			録保存義務を怠った場合に該当する。 ２　定期点検未実施および点検記録保存義務違反の双方が成立する場合は併合して措置を行うものとする。 ３　定期点検一部未実施の場合は，措置はしないものとする。
27	危険物運搬基準違反（法第１６条）	4	１　違反者は車両等の輸送機関または人力により，危険物の運搬（一の場所から他の場所へ移す行為）を行ったもので，政令で定める運搬基準（危政令第２８条から第３０条）に違反した者が該当する。 ２　危険物取扱者が運搬基準に違反した運搬行為を第３者に行わせた場合または容認した場合も本項に該当する。
28	危険物取扱者の不乗車（法第１６条の２第１項）	5	違反者は危険物移動タンク貯蔵所の関係者等で，危険物移動タンク貯蔵所による危険物の移送に際し，当該危険物を取り扱うことのできる危険物取扱者を乗車させないで移送することを指示し，または容認した場合に該当する。
29	危険物移動タンク貯蔵所の移送基準違反（法第16条の２第２項）	3	違反者は危険物移動タンク貯蔵所に乗車する危険物取扱者で，危険物移動タンク貯蔵所による危険物の移送に関し政令で定める移送の基準（危政令第３０条の２）に違反し，または当該危険物の保安の確保について細心の注意を払わなかった場合に該当する。
30	危険物取扱者免状不携帯（法第１６条の２第３項）	4	違反者は危険物移動タンク貯蔵所に乗車する危険物取扱者で，危険物移動タンク貯蔵所による危険物の移送に際し，当該危険物を取り扱うことができる危険物取扱者免状を携帯していない場合に該当する。
31	事故発生時の応急措置義務違反（法第１６条の３第１項）	4	違反者は製造所等の関係者で，当該製造所等における危険物の流出，火災，爆発等の事故に際し，適切な応急措置を講じなかった場合に該当する。
32	事故発生時の通報義務違反（法第１６条の３第２項）	4	違反者は製造所等における危険物の流出，火災，爆発等の事故を発見したすべての者で，係る事態を消防機関等に知らしめなかった場合に該当する。
33	事故発生時の応急措置命令違反（法第１６条の３第３項，第４項）	8	１　法第１６条の３第３項違反 違反者は法第１６条の３第３項に基づく応急措置命令を受けた製造所等（危険物移動タンク貯蔵所を除く。）の関係者で，当該命令事項を履行していなかった場合に該当する。 ２　法第１６条の３第４項違反 違反者は法第１６条の３第３項に基づく応急措置命令を受けた危険物移動タンク貯蔵所の関係者で，当該命令事項を履行していなかった場合

			に該当する。
34	資料提出命令違反，立入検査拒否（法第１６条の５第１項）	４	違反者は指定数量以上の危険物を貯蔵または取り扱っていると認められるすべての場所の関係者で，法第１６条の５第１項に基づく資料提出命令または立入検査に際し，正当な理由なく拒否等を行った場合に該当する。
35	危険物移動タンク貯蔵所の停止措置違反（法第16条の５第２項）	４	違反者は移送中の危険物移動タンク貯蔵所に乗車している危険物取扱者で，法第１６条の５第２項に基づく走行中の危険物移動タンク貯蔵所の停止措置または危険物取扱者免状の提示要求に際し，正当な理由なく拒否等を行った場合に該当する。
36	危険物の除去命令違反（法第１６条の６第１項）	１０	違反者は法第１６条の６に基づく除去命令等を受けた者で，当該命令事項を履行していなかった場合に該当する。
37	危険物取扱者の責務違反（上記以外のもの）（危政令第３１条）	４	１　違反者はあらゆる危険物取扱者が該当となる。 ２　本項に該当する違反行為は，前項（第１項から第３６項）に規定する違反行為以外の違反行為である。 ３　したがって，一の違反行為について本項以外の違反が成立している場合は，当該違反行為に係る項の基礎点数のみを計上するのであって，さらに本項違反として二重の点数は計上しない。

別表第６（第２９条関係）

	違　反　行　為　内　容	基礎点数	留　　意　　事　　項
１	資格外の点検実施または無資格者を利用しての点検の実施（法第１７条の３の３，規則第３１条の４）	６	１　違反者は令第３６条第２項の対象物における法第１７条の３の３に基づく消防用設備等の点検において，次に掲げる者が該当する。 ⑴　保有する消防設備士免状以外に係る消防用設備等の点検を自ら行った者 ⑵　保有する消防設備士免状に係る消防用設備等の点検を無資格（資格外の消防設備士を含む。）を利用して行わせた者 ⑶　保有する消防設備士免状に係る消防用設備等の点検であるが当該点検の全部または一部を無資格者（資格外の消防設備士を含む。）を利用して行わせた者 ２　消防用設備等に係る点検基準に該当しない軽微な作業等を無資格者に行わせた場合は，本項には該当しない。 ３　消防設備士免状と消防設備点検資格者免状の両資格を保有するものが，かかる点検において，消防設備士としてではなく消防設備点検資格者の資格で行ったようなときは，本項は該当しない。
２	保有する消防設備士免状対応業務以外の業務実施（資格外の工事もしくは整備の実施または無資格者を利用しての工事もしくは整備の実施（当該無資格者の作業に対する指導，監督が有効に行われている場合を除く。））（法第１７条の５）	８	１　資格者は令第３６条の２に定める消防用設備等の工事または整備において，次に掲げる者が該当する。 ⑴　保有する消防設備士免状以外に係る消防用設備等の工事または整備を自ら行った者 ⑵　保有する消防設備士免状以外に係る消防用設備等の工事または整備を無資格者（資格外の消防設備士を含む。）を利用して行わせた者 ⑶　保有する消防設備士免状に係る消防用設備等の工事または整備であるが，当該工事または整備について実質的な監督等を行わず無資格者（資格外の消防設備士を含む。）を利用して行わせた者 ２　消防用設備等に係る整備が規則第３３条の２に定める消防用設備等の本質的な機能または構造等に直接影響を及ぼさない程度の軽微なもの（例・屋内消火栓設備のホースまたはノズル，ヒューズ類，ネジ類等部品の交換，消火栓箱，ホース格納箱等の補修等）については，本項に該当しない。 ３　法第１０条第４項または法第１７条第１項の政令もしくはこれに基づく命令または法第１７条第２項の規定に基づく条例で定める技術上の基

					準に従って個々に義務として設置しなければならない消防用設備等以外（自主設置）に係る工事または整備については，本項が該当しない。
３	消防設備士講習受講義務違反（法第１７条の１０）			５	１　違反者は現に消防用設備等に係る業務に従事または不従事にかかわらず，保有する消防設備士免状に係る指定区分の講習（消火，警報，避難，消火器）を法定受講期限までに受講していない者が該当する。 ２　消防設備士講習義務違反として措置した日を基準として１年間は再度の措置を行わない。 ３　基本的違反点数の計上方法は保有する消防設備士免状の種類ごとに算出し，各免状に係る法定受講期限経過等（違反発生時）から違反の覚知に至る期間により算出した違反点数（５点から１５点）を該当する免状の種類ごとに計上する。（したがって，法定受講期限経過後，未受講状態にある消防設備士を覚知した場合は，未受講期間の長短により，１年未満は５点，２年未満は１０点，３年未満は１５点，３年以上は１５点の違反点数を計上することとなる。）
４	誠実業務実施義務違反（法第１７条の１２）	技術基準違反の工事，整備実施	消防用設備等の機能，効用が著しく損なわれている場合	８	１　違反者は令第３６条の２に定める消防用設備等の工事または整備の際，政令，規則の技術上の基準に違反して工事，整備を自ら行った者または指示等して行わせた者が該当する。 ２　一の消防用設備等に係る工事または整備の工程等において，複数の技術上の基準違反が１人の違反者により行われたような場合は原則として，本項は１件として扱うものとする。 ３　消防用設備等の機能，効用が著しく損なわれている場合とは，受信機，加圧送水装置など消防用設備等に係わる中枢機能に重大な影響等を及ぼした場合のことをいう。
			上記以外の場合	３	
		点検基準違反の点検実施	消防用設備等の機能，効用が著しく損なわれている場合	６	１　違反者は令第３６条第２項の対象物における法第１７条の３の３に基づく消防用設備等の点検において，点検基準に違反して自ら点検を行った者または指示等して行わせた者が該当する。 ２　一の消防用設備等に係る点検工程等において，複数の点検基準違反が１人の違反者により行われたような場合は，原則として，本項は１件として扱うものとする。 ３　本項点検基準違反によって，次項「事実と異なる点検結果の記載」が生じた場合は，両項の違反が成立し，併せて措置を行う。 ４　消防用設備等の機能，効用が著しく損なわれている場合とは，受信機，加圧送水装置など消防用設備等に係わる中枢機能に重大な欠陥個所
			上記以外の場合	２	

					等があったにもかかわらず見落としたような場合または，点検基準以外の行為により，消防用設備等に係わる中枢機能に重大な影響等を及ぼした場合のことをいう。
		事実と異なる点検結果の記載	消防用設備等の機能，効用が著しく損なわれているにもかかわらず，そうでない旨の記載をした場合	6	１　違反者は令第３６条第２項の対象物における法第１７条の３の３に基づく消防用設備等の点検結果の記載について，自ら事実と異なる点検結果の記載を行った者または，指示等して事実と異なる点検結果の記載を行わせた者が該当する。 ２　一の消防用設備等に係る点検結果において，複数の事実と異なる記載箇所があったような場合は，原則として，本項は１件として扱うものとする。 ３　点検結果の記載を他の者に依頼しながら，自ら当該記載事項の確認を怠るなど，結果として事実と異なる点検結果の記載が生じたような場合も本項は該当する。 ４　消防用設備等の機能，効用が著しく損なわれている場合とは，受信機，加圧送水装置など消防用設備等に係わる中枢機能に重大な影響等があった場合のことをいう。
			上記以外の場合	2	
5	消防設備士免状の携帯義務違反（法第１７条の１３）			4	１　違反者は法第１７条の５に定める消防用設備等に係る工事または整備に従事する際，当該消防用設備等に係る消防設備士免状を携帯していない者である。 ２　法第１７条の３の３に基づく消防用設備等に係る点検に従事する場合または，消防用設備等の使用検査等に立会いをする場合は，免状携帯義務はないが，当該点検または検査中において消防用設備等に係る整備等を行う場合は，当然に免状携帯義務は発生する。
6	消防用設備等の設置工事着手届出義務違反（事実と異なる届出を含む。）（法第１７条の１４）			4	１　違反者は法第１７条の５に定める消防用設備等に係る工事を行おうとする者で，当該工事着手の１０日前までに自ら着工届出を怠った者または指示等して着工届出を怠らせた者が該当する。 ２　事実と異なる届出とは着工届出を期日内に提出したが，１０日が経過しないうちに工事に着手した場合等である。 ３　違反行為日は，原則として当該消防用設備等の工事に着手した日の１０日前である。
7	型式適合検定に合格した旨の表示（検定表示）のない検定対象機械器具等の工事への使用禁止違反（法第２１条の２第４項）			7	違反者は法第２１条の９第１項に基づく検定表示のない検定対象機械器具等（令第３７条に基づく１２品目）を消防用設備等に係る工事または整備等に使用した者が該当する。

8	自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合する旨の表示（自主表示）のない自主表示対象機械器具等の工事への使用禁止違反（法第２１条の１６の２）	7	違反者は法第２１条の１６の３第１項に基づく自主表示のない自主表示対象機械器具等（令第４１条に基づく６品目）を消防用設備等に係る工事または整備等に使用した者が該当する。

別表第７（第２９条関係）

１　火災および爆発事故等の事故点数付加基準

事故の種別	判断要素	事故点数
建物火災（車両，船舶および航空機火災も含む。）	収容物のみで焼損面積の無いもの	2
	焼損床面積が５０㎡未満のもの	4
	焼損床面積が５０㎡以上のもの	6
その他の火災（林野火災も含む。）	焼損程度が局部のもの	2
	焼損程度または損害が中のもの	4
	焼損程度または損害が大のもの	6
爆発事故（爆発による火災発生を含む。）	破壊の被害が局部のもの	2
	破壊の被害が単独施設のもの	4
	破壊の被害が複数施設のもの	6

２　危険物の流出事故等の事故点数付加基準

事故の種別	判断要素	事故点数
危険物の流出事故	流出量が指定数量の５分の１未満のもの	2
	流出量が指定数量の５分の１以上指定数量未満のもの	4
	流出量が指定数量以上のもの	6

３　備考

⑴　社会および公共へ与えた影響度により，事故発生場所，発生日時，事故の種別および事故形態等を総合的に検討し，事故点数を考慮するものとする。

⑵　危険物の流出事故については，流出場所は問わないものとする。

⑶　危険物の流出した量の算定については，厳密に調査するものとする。

別記第２号様式（第９条関係）

年　　月　　日

様

函館市消防長（　消防署長，予防課長）　　印

住民票（戸籍謄本）交付願

このことについて，消防法令違反の調査上必要ですので，下記の者の住民票の写し（および戸籍謄本の写し）を公用として（各）　通交付くださいますようお願いします。

記

住　所

氏　名

問い合わせ先

別記第３号様式（第９条関係）

登記所の表示　　函館地方法務局　　支局
出張所　　　　年　　月　　日　　申請

申　請　人	申請人（住所・氏名）
上記申請人は，当市消防職員にして，消防法令違反処理事務上，（商業・土地・建物）登記関係公簿の謄本を必要とすることを証明する。 （証明第　　号） 函館市消防長（　消防署長）　　　印	
請　求　理　由	権利関係調査のため
□　証　明　書	□　全　部　事　項　　□　現　在　事　項 □　区分建物全部事項（マンション名　　　　　　） □　区分建物現在事項（マンション名　　　　　　） □　何区何番事項　{ □　年　月　日第　号 / 甲区　番，乙区　番 / □　共有者　持分について } □　所有者・共有者事項（住所・氏名） □　閉鎖事項（　年　月　日閉鎖）
□　閉鎖謄本・抄本	□　コンピューター化に伴う閉鎖謄本・抄本 □　合筆・滅失等による閉鎖謄本・抄本 （　年　月　日閉鎖）
□　要　約　書	
□　閲　覧	□　閉鎖登記簿（コンピューター化に伴う閉鎖） □　閉鎖登記簿（合筆・滅失による閉鎖） （昭和・平成　年　月　日閉鎖） □　申請書附属書類 （昭和・平成　年　月　日受付第　号） 利害関係
□　閲　覧 □　写　し	□　地図・公図 □　現在のもの（地図番号　№.　　） □　閉鎖（閉鎖年月日　　年　月　日） □　地積測量図・土地所在図　□　建物図面・各階平面図 □　最新のもの □　年　月　日登記のもの □　除却（除却年月日　　年　月　日） □　その他の図面（　　　　　　）

商業法人				
	商　号（名　称）		コード番号 索引番号	
	本　店（事務所）			
	請　求　事　項	全部　謄本　　通	請求の通数	

不動産	種　別	郡・市・区	町・村・大字	丁目・字	地　番	家屋番号又は所有者	請求通数
	□　土地 □　建物						
	□　土地 □　建物						
	□　土地 □　建物						
	□　土地 □　建物						
	□　土地 □　建物						
	請　求　事　項	全部謄本　　通					

手　数　料	登記手数料令第１９条により免除	※受付　年　月　日	確　認　印
交付枚数	※　　　　枚	※交付　年　月　日	※

（注）１　当該の箇所に記入の上□のところにレ印をつけてください。
２　１通の申請書で，不動産・商業法人の双方について申請することはできません。
３　※印の欄に記載しないでください。
４　コード番号又は索引番号のわかっている人は記入してください。

別記第４号様式（第９条関係）

住　　民　　票　　等　　請　　求　　簿

番号	月　日	区　分	住　所 本店（事務所）・地番	氏　名 商号（名称）・家屋番号または所有者	請求通数	備　考

別記第５号様式（第１９条関係）

指　　　示　　　書

年　　月　　日

様

函館市消防長（　消防署長）　　　　　印

所　在
名　称
用　途

上記　　　　　　　　　　　　については，　　　　　　　　　　　と認めるので，次のとおり是正されるよう指示します。

なお，これら指示事項に関し履行に関する計画を提出してください。

記

別記第６号様式（第１９条関係）

警　　　告　　　書

年　　月　　日

様

函館市消防長（　消防署長）　　　印

（再発防止の警告事項）

別記第７号様式（第２０条関係）

改　　善　　督　　促　　書

年　　月　　日

様

函館市消防長（　消防署長）　　　　　　印

次の　　　　　　　については，　　　　　年　　　月　　　日付け　　　　をもって警告書を交付しましたが，履行期限が経過しましたので，速やかに改善するよう督促します。

なお，警告事項が改善されない場合は，消防法に基づく命令または告発する場合があります。

記

１　所　在

２　名　称

３　用　途

４　警告事項

問い合わせ先

別記第８号様式（第２１条関係）

是正重点対象物調査票

No.				
台帳番号	住　所		名　称	権原者
項（用途）	構造	階数	延べ面積	床面積
違反内容・違反期間				
是正に関する問題点（具体的に）				
意　　見				

別記第９号様式（第２４条関係）

履行（計画）報告書

年　　月　　日

函館市長（函館市消防長，　消防署長）様

建　物　所在

名称

関係者　住所

職名

氏名　　　　　　　　印

年　　月　　日付け　　　で　　　　　　　　を受けた事項について，履行に関する計画は次のとおりです。

事　項	年　　月　　日		内　容
	履　行	計　画	

添付資料

履行した旨の資料または具体的な履行計画の資料

注　関係者の氏名は，建物等の所有者，管理者または占有者の氏名を記入してください。

別記第１０号様式（第２６条関係）

危険物移動タンク貯蔵所通知書

年　　月　　日

様

函館市長　　　　　印

消防法第１１条の５第２項の規定に基づき，次のとおり命令したので，同条第３項の規定に基づき，通知します。

<table>
<tr><td colspan="3">命令をした市町村長</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">命令を受けた者</td><td colspan="2">住所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">氏名</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">命令に係る危険物移動タンク貯蔵所</td><td rowspan="2">設置者</td><td>住所</td><td></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">常置場所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">設置または変更の許可番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">違反の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">命令の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">命令の履行状況</td><td></td></tr>
</table>

別記第１１号様式（第２７条関係）

消防法による命令の公告

防火対象物（製造所等）の所在
防火対象物（製造所等）の名称
命令を受けた者の氏名

この防火対象物（製造所等）は，消防法に違反しているので，　　年　　月　　日，消防法　　　　　　　　　　　　　　　　に基づき次のとおり命令した。

命令事項

年　　月　　日

函館市長（函館市消防長，　消防署長）

別記第１２号様式（第２９条関係）

年　　月　　日

北海道知事　　　　　　様

函館市長　　　　　　印

危険物取扱者違反処理報告書

<table>
<tr><td rowspan="6">違反者</td><td>本　　籍</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">免　　状</td><td>種　類</td><td>類　別</td><td>交付年月日</td><td>交付番号</td><td>交付知事</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>事業所名
職　　名
所 在 地</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

1　違反年月日

2　違反場所

3　違反行為の概要

4　違反発見の端緒

5　違反事項および違反点数（付加点数およびその理由）

6　その他参考事項（参考資料添付）

7　意見

備考

1　免状欄については，すべての種類の免状について記載すること。

2　免状の写しを添付すること。

別記第１３号様式（第２９条関係）

年　　月　　日

北海道知事　　　　　　様

函館市消防長　　　　印

消防設備士違反処理報告書

違反者	本　　籍					
	住　　所					
	氏　　名					
	免　　状	種　類	指定区分	交付年月日	交付番号	交付知事
	事業所名 職　　名 所在地					

1　違反年月日

2　違反場所

3　違反行為の概要

4　違反発見の端緒

5　違反条項および基礎点数

6　事故加点および当該事故の概要

7　その他参考事項

8　意見

備考

1　免状欄については，すべての種類の免状について記載すること。

2　免状の写しを添付すること。

別記第１４号様式（第２９条関係）

年　　月　　日

住　所

氏　名

函館市長（函館市消防長）　　印

違　反　事　項　通　知　書

あなたは，下記の消防法令違反があるので注意します。

なお，今後，危険物取扱者（消防設備士）免状を交付した知事から返納命令を受けることがあります。

記

１　違反年月日

２　違反場所

３　違反行為の概要

４　違反事項

別記第１５号様式（第３１条関係）

聴　聞　要　請　書

年　　月　　日

主宰者　　　　　　　様

函館市消防長（　消防署長）

不利益処分に係る聴聞が必要ですので要請します。

予定される不利益処分の内容	
予定される不利益処分の根拠となる法令の条項	
予定される不利益処分の原因となる事実	